

第2章 現状と課題

1. 犯罪などの現状

(1) 中津川市の犯罪などの状況

本市の平成17年中に認知した刑法犯は、前年に比べて71件減少しましたが、依然として高水準であり、住民に身近な犯罪である窃盗犯が7割以上を占めています。また、街頭犯罪の自動販売機ねらいは、前年に比べ大幅に減少しましたが、振り込め詐欺の被害、凶悪犯罪は昨年同様に多発しました。

過去5カ年の犯罪概況（刑法犯の年別推移）

（認知件数）

年	H17	H16	H15	H14	H13
総数	862	933	969	1,166	872
(内訳)					
窃盗	624	648	779	983	839
粗暴犯	18	32	22	14	8
知能犯	64	71	20	30	13
風俗犯	7	6	18	8	2
その他	149	176	130	131	10

※粗暴犯：暴行、傷害、恐喝、脅迫、凶器準備集合 知能犯：詐欺、横領、偽造

風俗犯：と博、わいせつ（強制わいせつ、公然わいせつ） その他：住居侵入、器物損壊

平成17年交番・駐在所別刑法犯罪発生状況

（件）

交番・駐在所	駅前	署所在地	坂本	付知	福岡	坂下	阿木	苗木	落合	神坂	山口	川上	加子母	蛭川	合計
総数	266	134	155	54	53	37	16	44	43	4	6	7	23	20	862
(内訳)															
窃盗	200	93	112	43	42	14	10	31	31	3	4	6	18	17	624
粗暴犯	6	4	3	2	1	1					1				18
知能犯	19	11	9	3	5	2	1	6	6				1	1	64
風俗犯	5		2												7
その他	36	26	29	6	5	20	5	7	6	1	1	1	4	2	149

また、少年犯罪については、全国的に減少傾向にあるものの、凶悪犯罪は多発しており、本市でも非行少年などの検挙補導件数は、前年比130%であり、極めて厳しい状況となっています。少年非行の概況のうち、不良行為少年の大半は喫煙と深夜はいかいが占め、高校生の非行が大半です。また、刑法犯少年については、万引、自転車盗などの初発型非行が多数を占めています。

少年非行の概況

(人)

	H17	H16	H15	H14	H13
不良行為少年	1,463	1,105	1,250	656	256
刑法(特別法)犯少年	75	61	33	35	51

平成17年不良行為少年の内訳

不良行為種別

	喫煙	深夜 はいかい	迷惑座 り込み等	飲酒	暴走行為	その他	合計
人数	1,044	234	78	40	36	31	1,463

不良行為学識別

	小中学生	高校生	大学生	各種 学校生	有職少年	無職少年	合計
人数	85	400	41	112	526	299	1,463

市内における「いじめ」の現状調査結果から (H18.11調査)

小中31校においていじめに関する実態調査を行ったところ、いじめの疑いや可能性があるものとして130余の報告がありました。そのうち、14%については「いじめ」の要素が強いと判断できるもので、24%は放っておくといじめに発展する可能性のあるケースでした。

これらのケースについて、継続して調査を行い、各校で解決に向けての指導を行いました。18年度2学期末の時点での未解決は1件。その他は解決し、指導と観察を継続しています。

(2) 全国の青少年非行事例から見る少年犯罪の現状

①平成12年に総務庁が行った青少年の暴力観の調査では、「人から暴力を振るわれるのは、その人が相手を怒らせるようなことをしているからだ」の選択肢に「はい」と答えた少年が50%超し、中でも暴力非行をした少年少女では、60%であったと報告されています。また、同様の調査結果でも、下記の回答が報告されています。

調査項目	回答率	参 考
いじめられても仕方がない子もいる	87%	中1コース
自分の嫌いな人ならいじめてもよい	36%	中2コース
むかついた相手に仕返しするのは当然	63%	中3コース
友人に暴力を振るったことがある	42%	NHK調査

上記のように、いじめや暴力は一切いけないと考えていない青少年が約50%いると思われます。

一例として、集団リンチ事件によって1人の少年を殺害した事件の加害者の自供では、「畑の中で横たわっている被害者にみんなでまったく手加減する様子もなく、ありったけの力でいためつけ、自分も、まるで地獄だ、いくら恨みがあるとしてもやりすぎだ、とても恐怖感を持った。そして、死んでしまうかもしれないと思いつつ、被害者が意識を取り戻すと暴力を加えることを繰り返した」と言っており、しかも、加害者らは、「楽しかった」と言っています。このことから、暴力を肯定する青少年を減少させないとブレーキはかからないと考えられます。

いじめによる生徒の自殺件数

新聞記事より

	平成18年度(12月現)			平成17年度			備 考
	県内	県外	計	県内	県外	計	
小学生	0	0(1)	0(1)	0	1(1)	1(1)	()は 自殺総数
中学生	1(1)	5(9)	6(10)	0	0	0	
高校生	0	1(2)	1(2)	0	1(1)	1(1)	
合 計	1(1)	6(12)	7(13)	0	1(2)	1(2)	

②全国の事例調査の中で、少年による殺傷事件についての調査では、下記のような結果となっています。

事件/件数	平成 18 年 (7月現在)	平成 17 年
家族殺傷	6 件	5 件
少年殺傷	1 件	2 件

原因について考察すると、特に家族殺傷事件においては共通して、親が普段から勉強しろと口うるさく、なじられたり、時には暴力もあり、恨み・不満が蓄積しての犯行でした。

こうした「子供の心理的背景」を考えると、社会的なスキル（人とのコミュニケーションの方法や表現方法）を獲得していない子どもは、悪いと分かっているにもかかわらず問題を起こしてしまう傾向があると思われます。場合によっては、事態が切迫するとパニック状態となり、衝動的な対応しかできないようです。この「スキル」はこれまでは地域や家庭が範となって自然に獲得されてきたものでした。

また、現在の青少年は、少子化のため兄弟げんかもなく、けんかやいじめの経験不足から人とのコミュニケーション不足を招き、更に、いたずらで家族から怒られた経験も少なく善悪の判断ができないなど、一言でいって経験不足の世代であると考えられます。

2. 市民の生活環境の変化

近年、少子高齢化及び国際化や高度情報化の進展など、社会情勢は急激に変化しており、市民生活や地域社会に大きく変化しています。かつては、その地域に住む人たちが、隣近所の人たちとふれあい、話し合い、助け合い、楽しみも悩みも共有し、よりよい環境、より豊かな暮らしを求めて協力しあってきたことにより、誰もが安全で安心して暮らせる社会を形成してきました。しかし、現在の社会では、個人の生活様式や価値観は多様化し、地域における結び付きが薄くなり、秩序のみだれにも影響してきています。さらに、核家族化や単身世帯の増加が進み、家庭における生活の知恵や規範意識を学ぶ機会が少なくなったことにより、家庭としての生活の基盤がゆがんできた事も青少年による犯罪の増加につながっていると思われます。

また、情報化社会により出来事などが瞬時に伝わることにより、地域社会や私たちの暮らしにも利便性をもたらしていますが、それを悪用しての事件の発生に影響を及ぼす状況となっています。

3. 現状からの課題

市内の犯罪などの現状は、刑法犯の総数は減少傾向にあるものの、その数値は依然として高水準を示し、少年非行は凶悪事件が発生するなど予断を許さない状況下にあります。

また、いじめ問題についても社会全体の問題として捉えることが求められています。

こうした中で、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、不審者などの犯罪抑止対策と少年の非行防止・被害防止対策、更にはいじめ対策が必要で、その実現に向けて、次の課題に取り組む必要があります。

(1) 関係機関などの情報共有による連携強化

市行政、警察が情報を共有することにより、さらに連携を強化し、犯罪の発生しにくい環境を整備すると同時に、積極的に地域住民に情報発信をして、統一した現状認識のもと、地域全体で犯罪などの未然防止や少年の健全育成に取り組むことです。

(2) 市民が共通認識をもって、家庭・地域でのコミュニティを構築

市民全員が、安全や少年の健全育成への意識を向上させ、「地域の安全は自らの手で守る」、「少年は地域全体で育て守る」という共通認識をもって、地域住民の相互信頼を図りながら、家庭・地域でのコミュニティを構築していくことです。